

「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年厚生労働省告示第83号）の第1号に定める地域又は「厚生労働大臣が定める地域」（平成24年厚生労働省告示第120号）に掲げる地域

市町村	対象地域
宮崎市	宮崎市が認める辺地、旧紙屋村、旧穆佐村
都城市	都城市が認める辺地、旧山之口 町、旧高崎町、旧高城町
延岡市	延岡市が認める辺地、旧北方町、旧北川町、旧北浦町、島野浦島
日南市	全域
小林市	小林市が認める辺地、旧須木村、旧野尻町
日向市	日向市が認める辺地、旧東郷町
串間市	全域
西都市	全域
えびの市	全域
三股町	なし
高原町	全域
国富町	国富町が認める辺地
綾町	全域
高鍋町	なし
新富町	なし
西米良村	全域

木城町	全域
川南町	川南町が認める辺地
都農町	全域
門川町	全域
諸塚村	全域
椎葉村	全域
美郷町	全域
高千穂町	全域
日之影町	全域
五ヶ瀬町	全域

※「辺地」とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地」を指します。辺地名、地番については、各市町村にお問い合わせください。